

# 国家戦略特別区域法の概要

経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点の形成を促進する観点から、国が定めた**国家戦略特別区域**において、規制改革等の施策を総合的かつ集中的に推進するために必要な事項を定める。

内閣総理大臣

認定

内閣府に設置

国家戦略特別区域諮問会議

議長：内閣総理大臣  
議員：内閣官房長官  
国家戦略特区担当大臣  
内閣総理大臣が指定する国務大臣  
民間有識者

(必要に応じ参加)

関係大臣

同意

国家戦略特別区域  
基本方針の策定(閣議決定)

国家戦略特区諮問会議の意見を聴いて、  
国家戦略特区基本方針を策定。

国家戦略特別区域の指定(政令)  
区域方針の決定(内閣総理大臣決定)

国家戦略特区諮問会議及び関係地方公共団体の意見を聴いて、国家戦略特区を指定するとともに、特区ごとの区域方針を決定。

特区ごとに設置

国家戦略特別区域会議

(通称：国家戦略特区統合推進本部)

- ・国家戦略特区担当大臣
- ・関係地方公共団体の長
- ・内閣総理大臣が選定した民間事業者

(必要に応じ、関係行政機関の長や  
区域計画等に関し密接な関係を有する者  
を加えることができる。)

協力  
合意

国家戦略特別区域計画の作成

規制の特例措置の適用

国家戦略特区計画の内閣総理大臣の認定により、規制の特例措置を適用。

金融支援

ベンチャー企業等の先駆的な事業に必要な  
資金の貸付けに対し、利子補給金を支給。

税制による支援

設備投資減税、研究開発税制の特例、  
固定資産税の特例等。

構造改革特区  
との連携

- 国家戦略特区に関する提案のうち、構造改革の推進等に資すると認められるものは、構造改革特区の提案とみなして構造改革特区として支援。
- 構造改革特区の規制の特例措置について、国家戦略特区計画に記載し総理の認定を受けることで活用が可能。

施行期日

- 公布日(平成25年12月13日)から施行。
- ただし、次の規定は、政令で定める日(平成26年4月1日)から施行。
  - 国家戦略特別区域計画の認定等に関する規定
  - 国家戦略特別区域計画に基づく事業に対する規制の特例措置等

# 国家戦略特区

## ◆国家戦略特区に係るスケジュール

「国家戦略特別区域基本方針」閣議決定  
(2月25日)

・「国家戦略特別区域を定める政令」  
公布・施行(5月1日)  
・「国家戦略特別区域方針」  
内閣総理大臣決定(5月1日)

・区域会議設置  
・区域計画作成

大胆な  
規制・制度改革  
の実行

## ◆指定された国家戦略特区の概要

### ②関西圏

(大阪府、兵庫県、京都府)  
医療等イノベーション拠点、チャレンジ人材支援

### ④兵庫県養父市

中山間地農業の改革拠点

### ⑤福岡県福岡市

創業のための雇用改革拠点

### ③新潟県新潟市

大規模農業の改革拠点

### ①東京圏

(東京都(9区)、神奈川県、千葉県成田市)  
国際ビジネス、イノベーションの拠点

### ⑥沖縄県

国際観光拠点



# 国家戦略特別区域及び区域方針（抄）

平成 26 年 5 月 1 日  
内閣総理大臣決定

## I. 東京圏

### 1. 対象区域

東京都千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、江東区、品川区、大田区及び渋谷区、神奈川県並びに千葉県成田市

### 2. 目標

2020 年開催の東京オリンピック・パラリンピックも視野に、世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備することにより、世界から資金・人材・企業等を集める国際的ビジネス拠点を形成するとともに、創薬分野等における起業・イノベーションを通じ、国際競争力のある新事業を創出する。

### 3. 政策課題

- (1) グローバルな企業・人材・資金等の受入れ促進
- (2) 女性の活用促進も含めた、多様な働き方の確保
- (3) 起業等イノベーションの促進、創薬等のハブの形成
- (4) 外国人居住者向けを含め、ビジネスを支える生活環境の整備
- (5) オリンピック・パラリンピックを視野に入れた国際都市にふさわしい都市・交通機能の強化

### 4. 事業に関する基本的事項

(実施が見込まれる特定事業等及び関連する規制改革事項)

<都市再生・まちづくり>

- ・ 国際的ビジネス拠点の形成に資する建築物の整備【容積率】
- ・ まちなかの賑わいの創出【エリアマネジメント】
- ・ 外国人の滞在に対応した宿泊施設の提供【旅館業法】

<雇用・労働>

- ・ グローバル企業等に対する雇用条件の整備【雇用条件】
- ・ 多様な外国人受入れのための在留資格の見直し

<医療>

- ・ 外国人向け医療の提供【外国医師】
- ・ 健康・未病産業や最先端医療関連産業の創出【病床、外国医師、保険外併用】
- ・ 国際的医療人材等の養成【医学部検討、病床、外国医師、有期雇用】

<歴史的建築物の活用>

- ・ MICE に伴うアフターコンベンションの充実【古民家等】

<その他>

- ・ 法人設立手続の簡素化・迅速化（書類の英語対応や一元的窓口の設置等）

<別紙>

略 称	「国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針」(平成 25 年 10 月 18 日日本経済再生本部決定)における規制改革事項(※は、全国規模)
【病床】	病床規制の特例による病床の新設・増床の容認
【外国医師】	国際医療拠点における外国医師の診察、外国看護師の業務解禁 (一部※)
【保険外併用】	保険外併用療養の拡充
【医学部検討】	医学部の新設に関する検討
【雇用条件】	雇用条件の明確化
【有期雇用】	有期雇用の特例 (※)
【公設民営学校】	公立学校運営の民間への開放(公設民営学校の設置)
【容積率】	都心居住促進のための容積率・用途等土地利用規制の見直し
【エリアマネジメント】	エリアマネジメントの民間開放(都市機能の高度化等を図るための道路の占有基準の緩和)
【旅館業法】	滞在施設の旅館業法の適用除外
【農業委員会】	農業委員会と市町村の事務分担
【農業生産法人】	農業生産法人の6次産業化推進等のための要件緩和
【信用保証】	農業への信用保証制度の適用
【農家レストラン】	農家レストランの農用地区域内設置の容認
【古民家等】	古民家等の歴史的建築物の活用のための建築基準法の適用除外など (※) (特区における特例措置である「歴史的建築物に関する旅館業法の特例」を含む)

# 国家戦略特区

## 国際的ビジネス拠点の形成

世界から資本・人材を呼び込む  
国際的ビジネス環境の整備



## 医療等の国際的イノベーション拠点の形成

イノベーションによる高度医療の  
開発及び実用化の促進



## 革新的な農業等の産業の実践拠点の形成

農業等の改革による  
産業競争力の強化



- ★ 容積率・用途等土地利用規制の見直し  
⇒ 居住を含め都市環境を整備
- ★ エリアマネジメントの民間開放  
(道路の占用基準の緩和)  
⇒ 道路空間の利用による都市の魅力向上
- ★ 滞在施設の旅館業法の適用除外  
⇒ 外国人の滞在ニーズへの対応
- ★ 公立学校運営の民間への開放  
(公設民営学校の設置)  
⇒ グローバル人材の育成等の多様な教育の提供
- ★ 雇用条件の明確化  
⇒ 新規開業企業、グローバル企業等の投資促進
- ★ 有期雇用の特例  
⇒ 柔軟で多様な働き方、プロジェクト単位での雇用促進
- 国際医療拠点における外国医師の  
診察、外国看護師の業務解禁  
⇒ 高度な医療技術を有する外国医師等の受入促進
- ★ 病床規制の特例による  
病床の新設・増床の容認  
⇒ 高度な水準の医療の提供
- 保険外併用療養の拡充  
⇒ 高度な水準の医療の提供
- 医学部の新設に関する検討  
⇒ 社会保障制度改革や全国的な影響等を勘案
- 古民家等の活用のための建築基準法の適用除外等  
⇒ 地域活性化、国際観光等の推進
- 歴史的建築物に関する旅館業法の特例  
⇒ 地域活性化、国際観光等の推進
- ★ 農業委員会と市町村の事務分担  
⇒ 農地の流動化の促進
- 農業への信用保証制度の適用  
⇒ 商工業とともに農業についての資金調達の円滑化
- 農家レストランの農用区域内設置の容認  
⇒ 6次産業化の推進
- ★ 農業生産法人の要件緩和  
⇒ 6次産業化の推進

都市再生・  
まちづくり

教育

雇用

医療

歴史的建築  
物の活用

農業

※1 本資料は、参考までにイメージを記載したものであり、特区の内容がこれに限定されるものではない。

※2 ☆は法律に盛り込まれたもの。

# 国家戦略特別区域の税制措置について

世界で一番ビジネスのしやすい環境の整備に向けて、国家戦略特区において、我が国の経済社会の活力の向上等に寄与することが見込まれる事業を行う事業者を支援する税制措置を講ずる。

～日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）抜粋～

「大胆な規制・制度改革を行い、こうした制度設計に応じた税制措置を検討の上、必要な措置を講ずる。」

## 1. 機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度の創設

国家戦略特区の特定事業の実施主体として認定区域計画に定められたものが、国家戦略特区内において機械等を取得した場合、特別償却又は税額控除の措置を講ずる。

	対象資産	措置の内容
特別償却	機械・装置、開発研究用器具・備品	即時償却(特定中核事業 <sup>※</sup> ) 50%(特定中核事業以外)
	建物及びその附属設備並びに構築物	25%
税額控除	機械・装置、開発研究用器具・備品	15%
	建物及びその附属設備並びに構築物	8%

※ 特定中核事業とは、特定事業のうち中核事業となる事業をいい、イノベーションにより新たな成長分野を切り開いていくために、特に促進していくべき事業として、次の①から③のいずれにも該当するものを行う事業をいう。

- ①当該地域に存する人的・物的資源を活用することによって実現できる先端的な取組。
- ②革新的な技術開発による国民生活の改善や、新規産業・新規市場の創出につながる取組。
- ③他の地域に広くメリットが波及する取組。

まずは、先端的技術を活用した医療等医療分野を対象とし、さらに特区の具体的な内容についての検討が進んだ段階において、関係者の合意を得て、必要に応じて追加される。

## 2. 研究開発税制の特例(法人税)

上記1.の即時償却の適用を受ける特定中核事業の用に供された開発研究用資産について、即時償却に加え、その減価償却費の12%を税額控除できる措置を講ずる。

## 3. 固定資産税の特例

特定中核事業のうち医療分野における一定の研究開発に関する事業の実施主体として区域計画に定められた者が、国家戦略特区内において取得した当該研究開発の用に供する一定の設備に係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間価格の2分の1とする措置を講ずる。

## 4. 国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置(所得税・法人税・登録免許税等)

国家戦略民間都市再生事業を定めた区域計画について内閣総理大臣の認定を受けたときは、都市再生特別措置法の認定があったとみなされる。この場合に、都市再生緊急整備地域において行われる都市再生事業の課税の特例(割増償却及び登録免許税の軽減等)の適用を認める措置を講ずる。